

# 第2次久米島町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2025 (令和7) 年度～2030 (令和12) 年度

令和7年2月

久米島町



# 目次

第1章 計画策定の背景	1
1.1 地球温暖化のメカニズム	1
1.2 地球温暖化の影響	1
1.3 地球温暖化をめぐる世界の動向と国内の動向	2
第2章 計画の基本的事項	4
2.1 計画の目的	4
2.2 計画の位置づけ	5
2.3 基準年度・計画期間	5
2.4 計画の対象範囲	6
2.5 対象とする温室効果ガス	7
第3章 二酸化炭素の排出量状況	8
3.1 2023（令和5）年度の二酸化炭素排出量	8
3.2 所管課別二酸化炭素排出量	9
3.3 第1次計画の評価	10
第4章 計画の目標	12
4.1 二酸化炭素排出量の削減目標	12
第5章 目標達成に向けた取り組み	13
5.1 日常の事務及び事業などに関する取り組み	13
5.2 施設の設定備などに関する取り組み	14
5.3 再生可能エネルギーに関する取り組み	15
5.4 その他地球温暖化防止に関する取り組み	15
第6章 計画の推進	16
6.1 推進体制	16
6.2 進行管理	17
6.3 計画の取り組み成果の公表	17
資料編	18



## 第1章 計画策定の背景

### 1.1 地球温暖化のメカニズム

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、太陽からの日差しや地表面から放射する熱の一部を吸収し、地球を適度に温めています。地球温暖化とは、人間活動によって温室効果ガスの濃度が増加し、バランスを崩して大気や海水の温度が上昇する現象です。

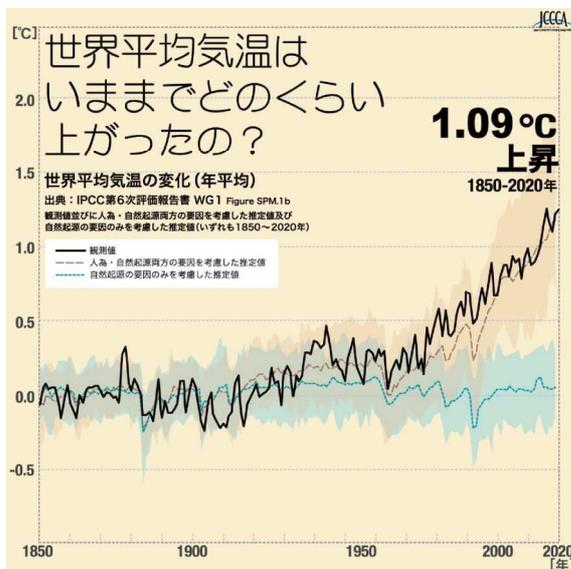


出典：国土交通省 ([https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/himr\\_faq/O3/qa.html](https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/himr_faq/O3/qa.html))

図 1-1 地球温暖化の仕組みの概念図

### 1.2 地球温暖化の影響

1850～1900 年から 2010～2019 年までに、世界の平均気温は人間活動により 1.09°C 上昇しました。温室効果ガス濃度が増加し続けると、気温はさらに上昇すると予測されています。IPCC 第 6 次評価報告書によると、2100 年末には温室効果ガス排出量が最も少なく抑えられた場合でも 1.0～1.8°C の上昇、最も多い場合には最大 5.7°C まで上昇すると予想されています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)

図 1-2 世界の気温の経年変化

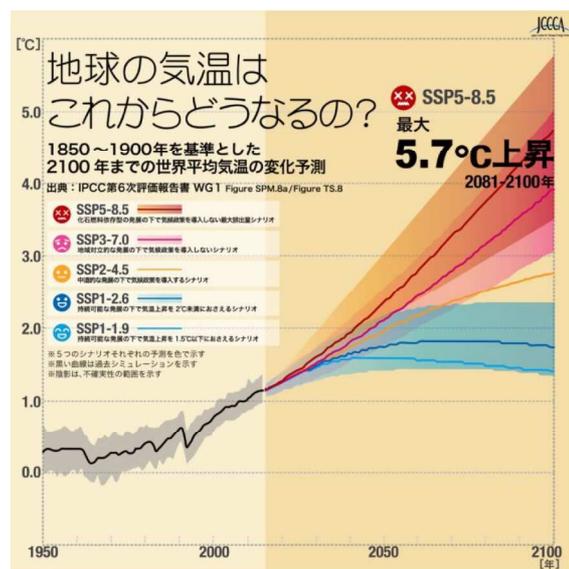


図 1-3 今後の気温の将来予測

### 1.3 地球温暖化をめぐる世界の動向と国内の動向

#### (1) 世界の動向

国際的な地球温暖化への取組は、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された「気候変動枠組条約」に基づいて実施されています。現在、197の国と地域が条約締約国となっています。

同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が毎年開催されており、2015年12月にフランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

2022（令和4）年1月には、エジプトのシャルム・エル・シェイクにおいて第27回締約国会議（COP27）が開催され、気候変動対策の各分野における取組の強化を求めるCOP27全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。

2023（令和5）年11～12月には、アラブ首長国連邦（UAE）のドバイにおいて第28回締約国会議（COP28）が開催され、最終合意文書において、再生可能エネルギーの拡大や化石燃料の削減について言及しており、緩和策では、2030年までに再生可能エネルギーの容量を3倍に、エネルギー効率を2倍にすること、化石燃料からの脱却を加速することなどが示されました。

#### (2) 国内の動向

我が国では、1998（平成10）年に、国の地球温暖化対策推進の法令上の根拠となる地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定されました。

2015（平成27）年には、2030（令和12）年度の削減目標を、2013（平成25）年度比で26.0%削減とする「日本の約束草案」を決定し、同年のCOP21で採択されたパリ協定を踏まえ、2016（平成28）年に「地球温暖化対策計画」を策定しました。また、同年5月にSDGs推進本部を設置しました。

2020（令和2）年10月には、内閣総理大臣所信表明で2050年までに脱炭素社会（温室効果ガス排出量と吸収量の均衡が保たれた社会）の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

2021（令和3）年には、地球温暖化対策推進法の基本理念を踏まえて「地球温暖化対策実行計画」が改定され、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標が設定されました。

表 1-1 地球温暖化に対する主な日本の取組

年	地球温暖化に関する主な取組状況
1990年	地球温暖化防止行動計画策定
1993年	環境基本法制定
1998年	地球温暖化対策の推進に関する法律制定
2002年	政府実行計画策定
2005年	京都議定書目標達成計画策定
2015年	「日本の約束草案」を決定
2016年	地球温暖化対策計画策定、SDGs推進本部を設置
2018年	気候変動適応法制定、気候変動適応計画策定
2020年	2050年カーボンニュートラル実現を表明
2021年	地球温暖化対策の推進に関する法律改正、地球温暖化対策計画改訂、気候変動適応計画改訂、第6次エネルギー基本計画策定

## SDGs（持続可能な開発目標）

現在の国際社会においては、「環境・経済・社会」が相互に関連して様々な課題を解決する「持続可能な開発目標」という考え方が共通の理念として定着しつつあります。

2015(平成27)年の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが全会一致で採択されました。SDGsは、17のゴール(目標)とゴールごとに設定された合計169項目にも及び具体的な達成基準から構成され、途上国・先進国の枠を問わず、全ての国々に目標が適用されるという普遍性と分野横断的なアプローチ、グローバル・パートナーシップが重視された内容となっています。

この17のゴールのうち、少なくとも12のゴールが環境分野に関連しているとされ、持続可能な社会形成にあっては、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していると捉えることができます。特に、目標13では「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる」ことが掲げられており、また目標11では「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする」ことが盛り込まれており、エネルギーを大量に消費する都市部において、エネルギー消費を削減し、環境にやさしいエネルギーシステムを採用することが重要となることが示されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典：国際連合広報センターウェブサイト

## 第2章 計画の基本的事項

### 2.1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第21条<sup>参考</sup>に基づき、本町が率先して地球温暖化対策に取り組み、自ら排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的としています。

参考：「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（中略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

（中略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 2.2 計画の位置づけ

本町の最上位計画である「第2次久米島町総合計画―後期基本計画―」を上位計画として、「久米島町エネルギービジョン2020」や「久米島町公共施設等総合管理計画」等と整合・連携を図りながら環境関連施策による持続可能なまちづくりの推進を目指す計画とします（図2-1参照）。

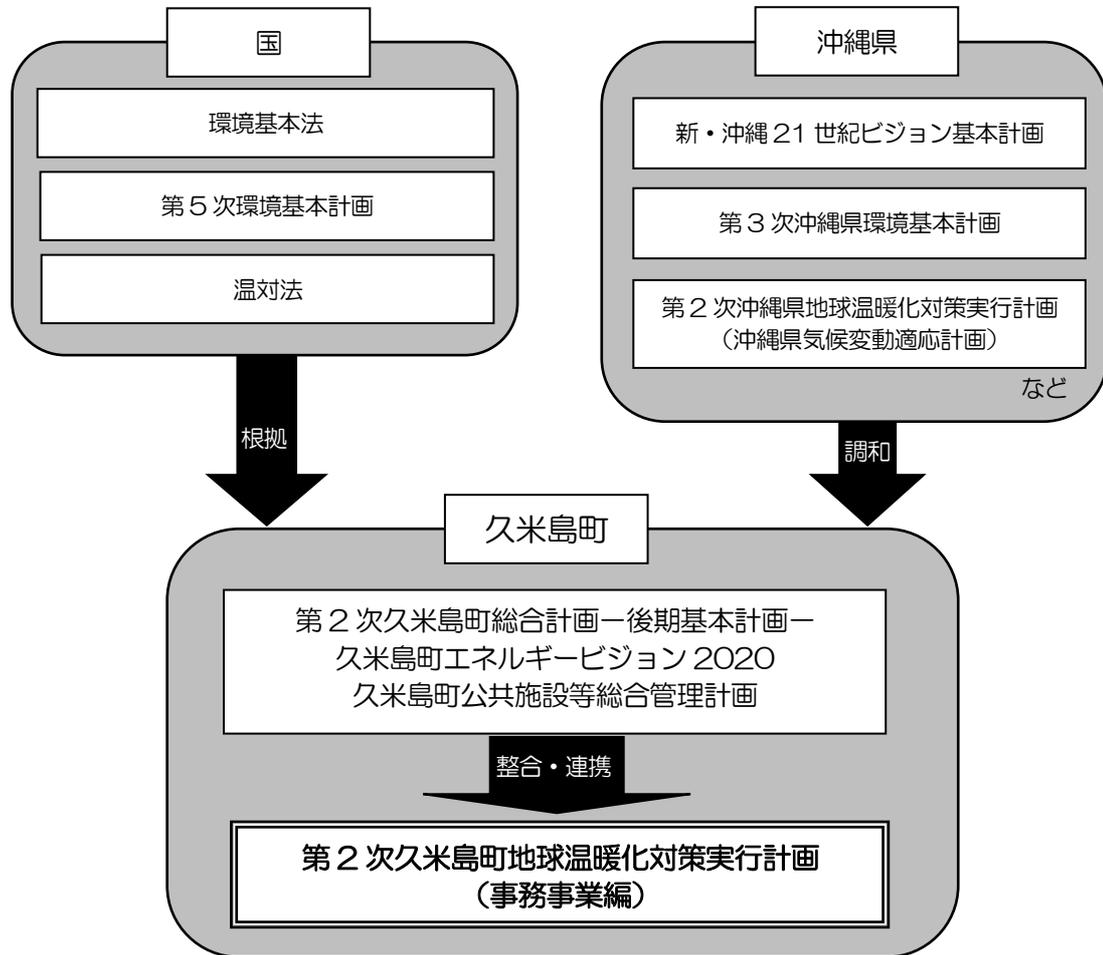


図2-1 本計画の位置づけ

## 2.3 基準年度・計画期間

本計画の数値目標の基準年度は2019（令和元）年度とし、計画期間は2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします（表2-1参照）。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

表2-1 基準年度と計画期間

基準年度	2019（令和元）年度
計画期間	2025（令和7）年度から2030（令和12）年度の6年間

## 2.4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本町が管轄する全ての事務及び事業を対象の範囲とします（表2-2）。

表2-2 対象施設一覧

No.	施設名	所管	備考
1	仲里庁舎	総務課	
2	あじま一館	商工観光課	
3	ウミガメ館	〃	追加
4	消防本部	消防本部	
5	空港消防	〃	
6	空港管理事務所、電源局舎	空港管理事務所	
7	中央保育所	福祉課	
8	久米島博物館	教育委員会	
9	学校給食センター	〃	
10	具志川改善センター	〃	
11	久米島西中学校	〃	
12	球美中学校	〃	
13	清水小学校	〃	
14	大岳小学校	〃	
15	久米島小学校	〃	
16	仲里小学校	〃	
17	美崎小学校	〃	
18	比屋定小学校	〃	
19	清水幼稚園	〃	追加
20	仲里幼稚園	〃	追加
21	久米島町複合型防災・地域交流センター（ほんのもり）	〃	追加
22	久米島リサイクルセンター	環境保全課	
23	久米島クリーンセンター	〃	
24	久米島ホテルドーム	〃	
25	久米島斎場	〃	
26	納骨堂	〃	追加
27	久米島シーサイドパークゴルフ場	環境保全課	
28	じんぶん館（地域支援交流学習センター）	企画財政課	追加

（注）第1次計画で対象としていた具志川庁舎は、令和2年9月に閉庁となった。

## 2.5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条3項には、7種類の温室効果ガスが規定されています（表2-3参照）。

本計画では、本町の事務事業で算出が可能である二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を本計画の対象とします。

表2-3 地球温暖化対策推進法第2条3項に規定されている7種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 <sup>(注1)</sup>	日本の排出量割合(%) <sup>(注2)</sup>	本計画の対象物質
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	電気の使用、ガソリン・灯油等化石燃料の燃焼等	1	91.3	○
メタン(CH <sub>4</sub> )	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行(距離)、稲作、家畜の腸内発酵等	25	2.6	-
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行(距離)、病院での笑気ガス使用等	298	1.5	-
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒用に使用、廃棄時等	1,430など	4.1	-
パーフルオロカーボン(PFC)	PFCが冷媒に封入されている製品の使用、廃棄時等	7,390など	0.3	-
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	絶縁ガスとして封入された電気機械器具類の使用、廃棄時等	22,800	0.2	-
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でエッチング液として使用	17,200	0.0	-

(注1) 大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO<sub>2</sub>を1として相対値として表したものである。

(注2) 2022年度の温室効果ガス排出・吸収量(概要)より作成。

出典：環境省 ウェブサイト (<https://www.env.go.jp/content/000216325.pdf>)

## 第3章 二酸化炭素の排出量状況

### 3.1 2023（令和5）年度の二酸化炭素排出量

2023（令和5）年度における本町の事務・事業に伴い発生する二酸化炭素量は、2,229.2 t-CO<sub>2</sub>となりました（表3-1 及び図3-1 参照）。

二酸化炭素を発生源別にみると、電気の使用量が1,855.0 t-CO<sub>2</sub>（83.2%）と最大です。

次いで、A重油が199.2 t-CO<sub>2</sub>（8.9%）、ガソリンが51.0 t-CO<sub>2</sub>（2.3%）となっています。

表3-1 発生源別二酸化炭素排出量

二酸化炭素発生源	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
電気使用量	1,855.0	83.2
A重油	199.2	8.9
ガソリン	51.0	2.3
軽油	46.3	2.1
灯油	33.7	1.5
LPG	44.0	2.0
合 計	2,229.2	100

注：計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

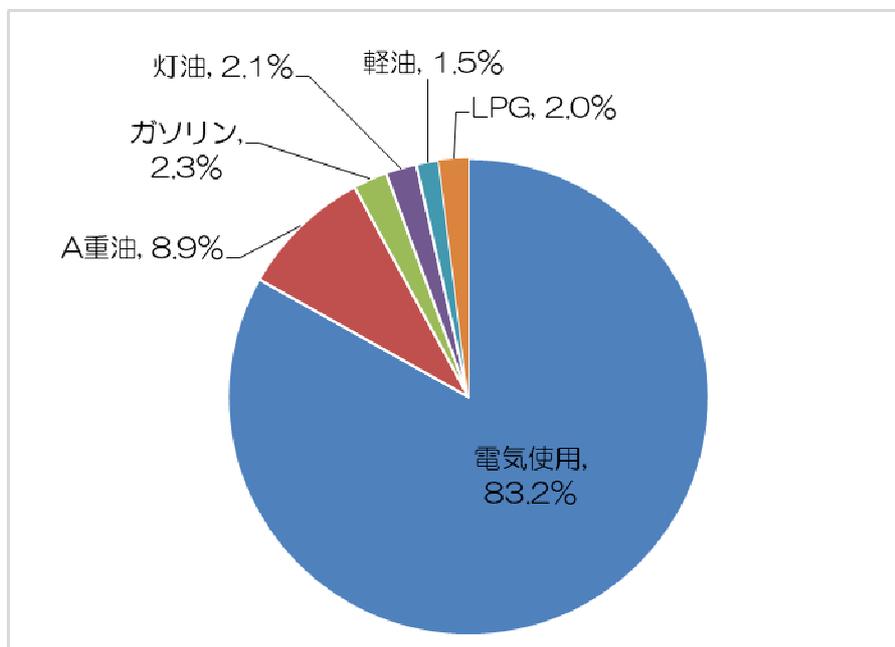


図3-1 発生源別二酸化炭素排出量の割合

### 3.2 所管課別二酸化炭素排出量

所管課別の二酸化炭素排出量をみると、環境保全課が825.6 t-CO<sub>2</sub> (37.0%) と最も大きく、次いで、教育委員会が800.6 t-CO<sub>2</sub> (35.9%)、商工観光課が163.4 t-CO<sub>2</sub> (7.3%) と続きます(表3-2及び図3-2参照)。

表3-2 所管課別二酸化炭素排出量

所管課		二酸化炭素 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
庁舎	本庁舎	141.4	6.3
出先機関	商工観光課	163.4	7.3
	久米島町消防本部	57.4	2.6
	空港管理事務所	133.7	6.0
	福祉課	56.4	2.5
	教育委員会	800.6	35.9
	環境保全課	825.6	37.0
	企画財政課	51.1	2.3
合 計		2,229.2	100.0

注：計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

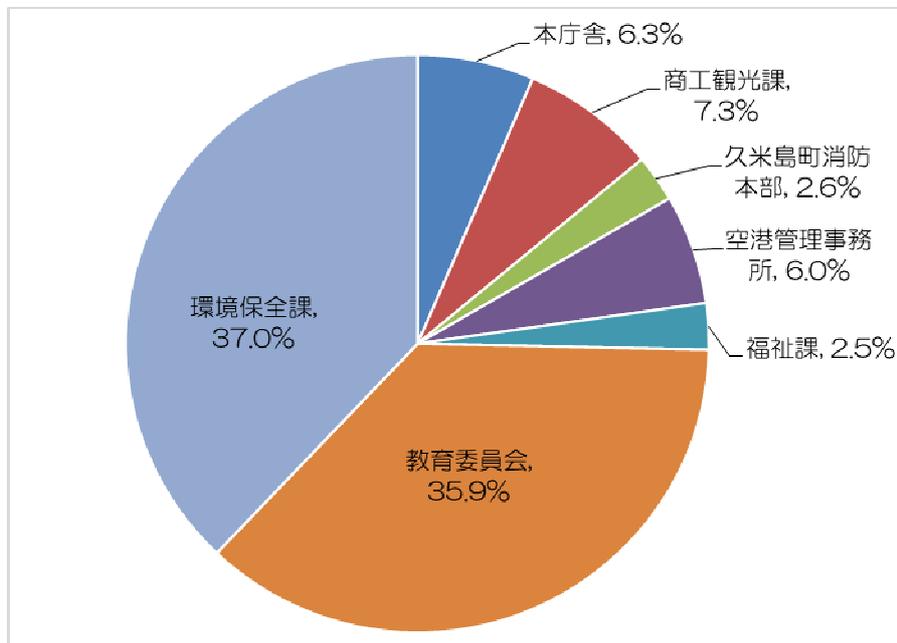


図3-2 所管課別二酸化炭素排出量の割合

### 3.3 第1次計画の評価

本町では、2020（令和2）年3月に第1次計画を策定し、2019（令和元）年度を基準年度として、2024（令和6）年度までに二酸化炭素排出量を5%削減する目標を掲げました。

第1次計画における計画期間が終了することに伴い、第2次計画を策定するに当たり対象施設を見直した結果、具志川庁舎の閉庁による施設の減少や、新たに建設された久米島町複合型防災・地域交流センター（ほんのもり）や幼稚園等（6施設）の施設が追加されました。そのため、第1次計画の評価は、第1次計画で対象とした施設の二酸化炭素排出量（変更前）と、第2次計画で追加した施設を含めた二酸化炭素排出量（変更後）で評価することとします。

#### （1）第1次計画で対象とした施設の二酸化炭素排出量（変更前）

第1次計画で対象とした施設の二酸化炭素排出量の推移を表3-3及び図3-3に示します。

2023（令和5）年度の二酸化炭素排出量は、1,984.6 t-CO<sub>2</sub>となりました。

基準年度（2019（令和元）年度）と比較すると、10.0%の減少となり、第1次計画で掲げた目標（-5.0%）を達成する結果となりました。

表3-3 第1次計画で対象とした施設の二酸化炭素排出量の推移

	基準年度	実績	目標年度	基準年度における増減率	削減目標
	2019 （令和元） 年度	2023 （令和5） 年度	2024 （令和6） 年度		
二酸化炭素排出量（t-CO <sub>2</sub> ）	2,205.8	<b>1,984.6</b>	2,095.5	-10.0%	-5.0%

（注）第1次計画で対象としていた具志川庁舎は、令和2年9月に閉庁となったことから、実績値には含まれていない。

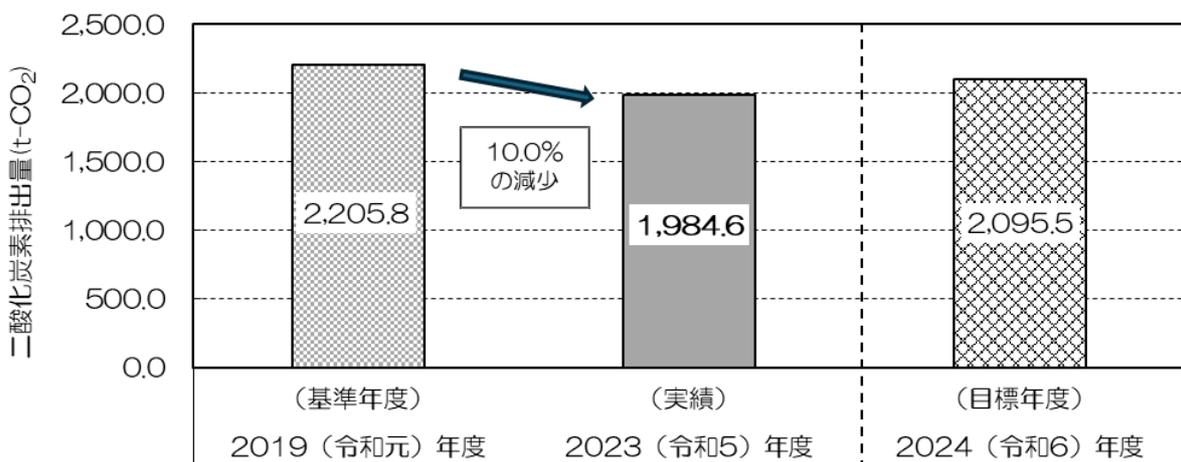


図3-3 第1次計画で対象とした施設の二酸化炭素排出量の推移

(2) 第2次計画で追加した施設を含めた二酸化炭素排出量（変更後）

第2次計画で追加した施設を含めた二酸化炭素排出量の推移を表3-4及び図3-4に示します。

2023（令和5）年度の二酸化炭素排出量は、2,229.2 t-CO<sub>2</sub>となりました。

基準年度（2019（令和元）年度）と比較すると、1.1%の増加となり、第1次計画で掲げた目標（-5.0%）を達成することはできませんでした。

増加した要因としては、新たに建設された久米島町複合型防災・地域交流センター（ほんのもり）や、幼稚園等（6施設）の施設が追加となったことが考えられます。

表 3-4 第2次計画で追加した施設を含めた二酸化炭素排出量の推移

	基準年度	実績	目標年度	基準年度における増減率	削減目標
	2019（令和元）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度		
二酸化炭素排出量（t-CO <sub>2</sub> ）	2,205.8	<b>2,229.2</b>	2,095.5	1.1%	-5.0%

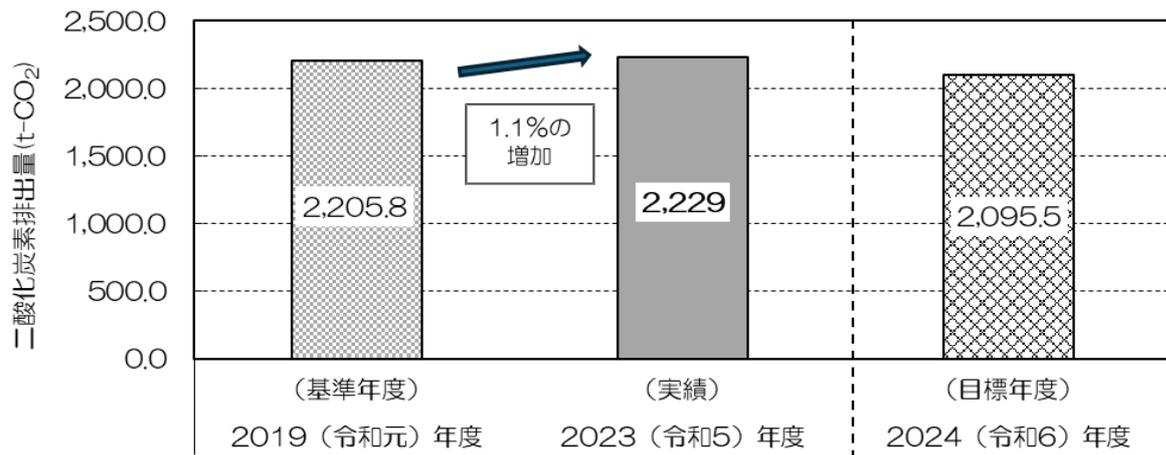


図 3-4 第2次計画で追加した施設を含めた二酸化炭素排出量の推移

## 第4章 計画の目標

### 4.1 二酸化炭素排出量の削減目標

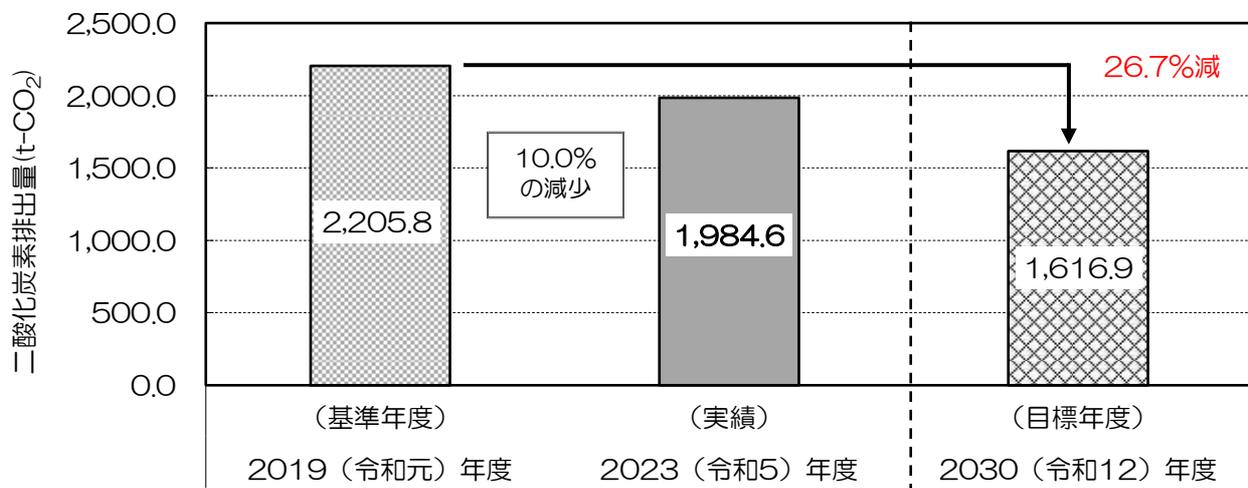
二酸化炭素の削減目標については、第1次計画において、2024（令和6）年度までに基準年度の二酸化炭素排出量から5.0%削減することを目標としていました。

しかし、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6年4月）」において、『地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることを踏まえて、2030年度の削減目標について、原則として政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましい』とされています。

本町においては、2013（平成25）年度の二酸化炭素排出量については算定データの蓄積がなく、第1次計画の基準年度が2019（令和元）年度であることから、第2次計画の削減目標については、計画期間最終年度の2030（令和12）年度までに基準年度比で26.7%を削減目標と定めます。

表 4-1 二酸化炭素排出量の削減目標

削減目標
2030（令和12）年度の二酸化炭素排出量を2019（令和元）年度比で <b>26.7%減</b>



(注) 2023（令和5）年度の実績値は、第1次計画で対象とした施設の二酸化炭素排出量を示す。なお、第1次計画で対象としていた具志川庁舎は、令和2年9月に閉庁となったことから、実績値には含まれていない。

図 4-1 二酸化炭素排出量の削減目標

## 第5章 目標達成に向けた取り組み

二酸化炭素を効果的に削減するための主な取組について以下に紹介します。

### 5.1 日常の事務及び事業などに関する取組み

分類	取組項目	具体的な取組例
省エネルギーの推進	消灯の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昼休みや時間外の不必要箇所の消灯の励行</li> <li>○利用者がいない会議室や給湯室などのこまめな消灯の励行</li> <li>○晴天時など、窓際の照度が十分な場合には、業務に支障のない範囲で消灯を励行</li> <li>○トイレには人感センサーの導入の検討</li> </ul>
	OA機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用しないOA 機器（パソコン、プリンターなど）のスイッチオフの徹底</li> <li>○最終退庁者は、OA 機器等の電源が切れていることを確認</li> <li>○省エネ効率の高い電気機器の購入</li> </ul>
	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏季の室内温度は、28 度を目安に空調設備の温度設定を励行</li> <li>○冷房や暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用</li> <li>○エアコンフィルターの定期的な清掃等、冷却設備のこまめな保守点検</li> <li>○風通しが良い日は、自然風を利用</li> <li>○夏季における衣服の軽装化（クールビズ）の実践</li> <li>○個人使用の扇風機等を自粛</li> </ul>
	その他の電気使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気製品の待機時消費電力の削減（節電タップの購入）</li> <li>○電気機器の周辺にできるだけ物を置かないように工夫するなどの熱がこもらない空間づくりの励行</li> <li>○給湯器の適正な管理</li> <li>○冷蔵庫の適正使用（大量の保管や長期保管等の制限）</li> <li>○ノー残業デーの実施</li> </ul>
省資源の推進	節水	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水使用量の把握と節水の励行の周知徹底</li> <li>○自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入の検討</li> <li>○ポットの残り湯を洗い物等に使う等、水の有効利用</li> <li>○雨水タンク等の保守管理の徹底</li> <li>○水漏れ点検の徹底</li> </ul>
	公用車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハイブリッド車、電気自動車などの次世代自動車の導入</li> <li>○相乗りなど効率的な自動車使用の推進</li> <li>○エコドライブの実践</li> <li>○自動車のタイヤ空気圧の調整や点検整備の励行</li> <li>○近距離の移動は徒歩又は自転車を利用</li> </ul>
	紙類の使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）</li> <li>○資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化の励行</li> <li>○資料の配布や閲覧は、PDF 等の電子データを使用</li> <li>○庁内 LAN や電子メールを有効活用（電子決済等）</li> <li>○印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行</li> <li>○会議資料の回覧方式化の検討</li> <li>○日常業務等におけるペーパーレス化の推進</li> </ul>

分類	取組項目	具体的な取組例
廃棄物減量化、リサイクルの推進	ごみの減量（リデュース）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マイ箸、マイボトルの持参</li> <li>○ボールペンは、芯の交換ができるものを使用</li> <li>○使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用</li> <li>○物品等の納入時における過剰包装の削減を推進</li> <li>○シュレッダーの使用は、個人情報を含む文書と機密文書に限定</li> <li>○食品ロス削減に関する職員への啓発</li> </ul>
	再使用、再利用（リユース）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裏面利用可能な紙は、庁内事務連絡や通知用又は FAX やメモ用紙に再利用</li> <li>○バインダー、ファイルやフォルダ等を繰り返し使用</li> <li>○事務用消耗品等を修理・補修し、繰り返し使用</li> <li>○使用済み封筒の再利用</li> </ul>
	リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生紙などの再生品の活用</li> <li>○古新聞、段ボール、雑誌類などの古紙分別を徹底</li> <li>○資源ごみ（ペットボトル、カン類、ビン類、プラスチック容器類）の分別を徹底</li> <li>○イベントの実施に当たっては、ごみの分別を徹底</li> </ul>
グリーン購入の推進	グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エコマーク製品等、環境にやさしい製品の購入</li> <li>○再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入</li> <li>○古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入</li> <li>○リターナブル容器の製品や詰め替え可能な製品、再生利用のしやすい製品を購入</li> </ul>

## 5.2 施設の設備などに関する取り組み

分類	取組項目	具体的な取組例
施設管理における配慮	省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境配慮型施設（グリーン庁舎）の整備</li> <li>○公共施設への省エネルギー型の機器・設備の導入促進（スマートエネルギー等）</li> <li>○人体感知センサー付き照明設備の導入を検討</li> </ul>
	省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水等、水の有効利用の検討</li> </ul>
	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エアコンや冷凍冷蔵庫の冷媒を適切に管理</li> <li>○ノンフロンを使用したエアコンや冷蔵庫等の購入を検討</li> </ul>
	水道設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ポンプ設備における高効率設備の導入</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然光の有効利用</li> <li>○屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進</li> <li>○紫外線を防ぐ遮熱効果の高い窓ガラスの設置やガラスフィルム貼り付け、サンシェード設置の検討</li> </ul>
公共工事に関する配慮	環境配慮型の事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低公害型の建設機器及び車両の使用を要請</li> <li>○再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクルを推進</li> <li>○建設廃棄物の少ない施工技術・施工方法の採用</li> </ul>
	省エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の公共施設及び防犯灯・街路灯及び新設する公共施設等における高効率照明（LED 照明）等への導入</li> </ul>

## 5.3 再生可能エネルギーに関する取り組み

分類	取組項目	具体的な取組例
再生可能エネルギーに関する取組	太陽光の利用	○公共施設への太陽光発電設備の導入の検討
	未利用エネルギー等の検討	○バイオ燃料利活用の検討

## 5.4 その他地球温暖化防止に関する取り組み

分類	取組項目	具体的な取組例
地球温暖化防止に関する取組	意識向上	○全職員に対して、温暖化に係る情報の周知徹底 ○地球温暖化防止に向けた職員研修を計画的に実施 ○各課・施設の地球温暖化対策の取組に対する相談・支援 ○小・中学校における環境教育の推進 ○徒歩や自転車による出勤を推奨
	情報提供	○設備機器の導入や運用改善に関わる国等の補助事業等の情報収集、各課・施設への情報提供
	吸収作用の保全及び強化	○間伐等による森林整備及び間伐材利用の推進 ○公園の緑化面積の拡大

## 第6章 計画の推進

### 6.1 推進体制

#### (1) 久米島町地球温暖化対策推進委員会（仮称）

本町の掲げる二酸化炭素削減目標の達成のため、町長を委員長とする「久米島町地球温暖化対策推進委員会（仮称）」（以下、「委員会」という。）を設置し、副町長と環境保全課長を副委員長とし、各課長職等を構成員とします。

委員会の構成を表 6-1 に、本計画の推進体制を図 6-1 に示します。

表 6-1 久米島町地球温暖化対策推進委員会（仮称）の構成

役 職	担 当	役 割
委員長	町長	委員会から地球温暖化対策の進捗状況についての点検・評価の報告を受け、本計画の推進に関し、総合的な指示を行います。
副委員長	副町長 環境保全課長	事務局からの報告を受け、委員会としての点検・評価を行い、町長へ報告します。また、町長からの指示を受け、見直し・改善に対する指示を事務局に行います。
構成員	各課長職等	

#### (2) 事務局

計画を推進するための事務局を環境保全課に設置し、データのとりまとめ、委員会への結果報告を行います。

#### (3) 推進員

推進員は、各課 1 名の職員を「推進員」として置きます。推進員は、計画の推進を図るとともに、実施状況等を事務局に報告します。また、全職員に対し、本計画の周知徹底及び意識啓発を行います。

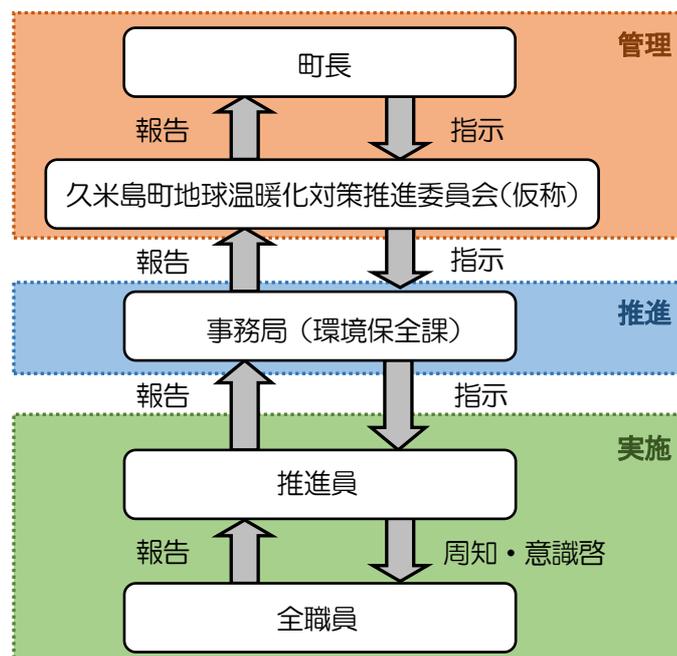


図 6-1 本計画の推進体制

## 6.2 進行管理

図 6-2 に示す PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより進行管理を推進します。

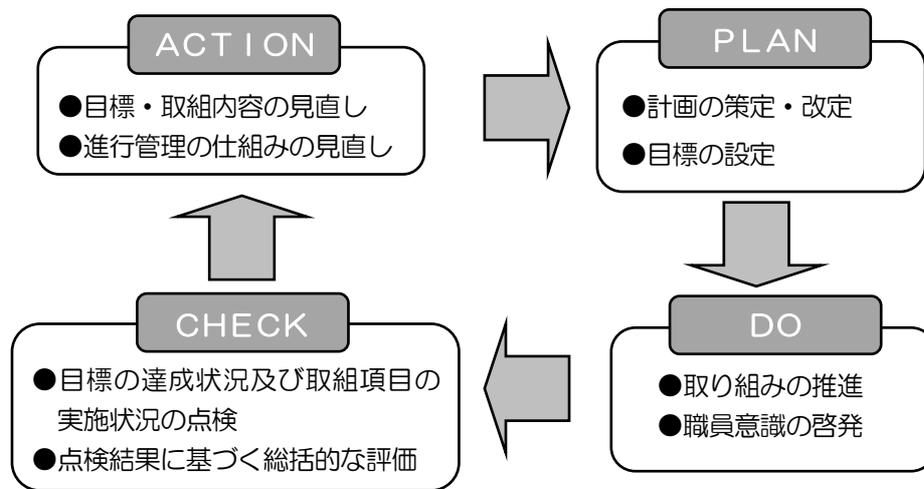


図 6-2 PDCA サイクル

## 6.3 計画の取り組み成果の公表

本計画の実施状況については、本町のホームページなどで毎年公表します。

## 資料編

1.算定方法	19
2.2023（令和5）年度 久米島町温室効果ガス算出表	20

## 1.算定方法

① 燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (L 等)} \times \text{単位発熱量 (MJ/L 等)} \times \text{排出係数 (kg-C/MJ)} \times 44/12 \text{ (kg-CO}_2\text{/kg-C)}$$

表 1 燃料別の単位発熱量と排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
ガソリン (L)	34.6 (MJ/L)	0.0183 (kg-C/MJ)
灯油 (L)	36.7 (MJ/L)	0.0185 (kg-C/MJ)
軽油 (L)	37.7 (MJ/L)	0.0187 (kg-C/MJ)
A 重油 (L)	39.1 (MJ/L)	0.0189 (kg-C/MJ)
B 重油 (L)	41.9 (MJ/L)	0.0195 (kg-C/MJ)
液化石油ガス (LPG) (kg)	50.8 (MJ/kg)	0.0161 (kg-C/MJ)

出典：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編） 令和 6 年 環境省

② 電気の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{排出係数 (0.694kg-CO}_2\text{/kWh)} \text{ (注 1)}$$

（注 1）2023 年度の沖縄電力の排出係数

出典：おきでんグループ環境データ集 2023

表 2 沖縄電力(株)の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数

年 度	排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kwh)
2023 年度	0.694

## 2.2023（令和5）年度 久米島町温室効果ガス算出表

庁舎・機関・施設名	担当課	活動量						CO2								小計		比率
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気	t-CO2		機別	機別	
		L	L	L	L	m3	kWh	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2			
庁舎 仲里庁舎	総務課	1,937.6	0.0	43.0	0.0	0.0	196,608.0	4.5	0.0	0.1	0.0	0.0	136.4	141.1	141	141	6.3%	
出先機関	あじま一館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85,540.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	59.4	59.4	163		2.7%	
	ウミガメ館	440.7	0.0	0.0	0.0	0.0	148,406.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	103.0	104.0			4.7%	
	消防本部	3,195.3	344.0	298.4	0.0	42.1	50,748.0	7.4	0.9	0.8	0.0	0.3	35.2	44.5	57		2.0%	
	空港消防	205.0	0.0	2,364.0	0.0	42.1	8,579.0	0.5	0.0	6.1	0.0	0.3	6.0	12.8			0.6%	
	空港管理事務所	4,176.3	0.0	2,650.0	0.0	0.0	168,797.6	9.7	0.0	6.9	0.0	0.0	117.1	133.7	134	6.0%		
	空港管理事務所	4,176.3	0.0	1,530.0	0.0	0.0	11,119.6	9.7	0.0	4.0	0.0	0.0	7.7	21.4	21	1.0%		
	電源局舎	0.0	0.0	1,120.0	0.0	0.0	157,678.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	109.4	112.3	112	5.0%		
	中央保育所	0.0	1,796.0	0.0	0.0	552.8	69,655.0	0.0	4.5	0.0	0.0	3.6	48.3	56.4	56	2.5%		
	久米島博物館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	801		0.0%	
	学校給食センター	1,339.0	9,977.0	2,475.9	0.0	2,050.7	92,535.0	3.1	24.8	6.4	0.0	13.4	64.2	112.0			5.0%	
	具志川改善センター	0.0	0.0	0.0	32,536.0	0.0	76,964.0	0.0	0.0	0.0	88.2	0.0	53.4	141.6		6.4%		
	久米島西中学校	516.0	0.0	0.0	0.0	8.1	73,329.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.1	50.9	52.1		2.3%		
	琉美中学校	583.6	0.0	0.0	0.0	5.0	99,728.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	69.2	70.6		3.2%		
	清水小学校	871.5	0.0	108.0	0.0	5.5	101,788.0	2.0	0.0	0.3	0.0	0.0	70.6	73.0		3.3%		
	大岳小学校	363.4	0.0	56.0	0.0	3.2	83,779.0	0.8	0.0	0.1	0.0	0.0	58.1	59.2		2.7%		
	久米島小学校	346.5	0.0	0.0	0.0	3.6	77,975.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	54.1	54.9		2.5%		
	仲里小学校	114.5	0.0	108.4	0.0	2.7	111,662.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0	77.5	78.1		3.5%		
	美崎小学校	354.0	0.0	0.0	0.0	0.9	79,585.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	55.2	56.1		2.5%		
	比屋定小学校	520.4	0.0	0.0	0.0	0.0	44,643.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	31.0	32.2		1.4%		
	清水幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	13.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1		0.0%		
	仲里幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	16.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1		0.0%		
	久米島町複合型防災・地域交流センター(ほんのもり)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	101,859.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	70.7	70.7		3.2%		
	久米島リサイクルセンター	0.0	0.0	3,305.0	0.0	0.0	93,346.0	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	64.8	73.3	826		3.3%	
	久米島クリーンセンター	0.0	0.0	534.6	40,966.0	0.0	661,972.0	0.0	0.0	1.4	111.0	0.0	459.4	571.8			25.6%	
	久米島ホテルドーム	4,364.0	0.0	174.0	0.0	4.1	88,760.0	10.1	0.0	0.4	0.0	0.0	61.6	72.2		3.2%		
	久米島畜場	0.0	6,490.0	0.0	0.0	3,941.1	37,243.0	0.0	16.2	0.0	0.0	25.8	25.8	67.8		3.0%		
	納骨堂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26,903.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.7	18.7		0.8%		
	久米島シーサイドパークゴルフ場	2,076.9	0.0	929.1	0.0	22.0	20,850.0	4.8	0.0	2.4	0.0	0.1	14.5	21.8		1.0%		
	じんぶん館(地域支援交流学習センター)	580.5	0.0	0.0	0.0	0.0	71,675.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	49.7	51.1	51	2,088	2.3%	
合計		21,985.2	18,607.0	13,046.4	73,502.0	6,715.2	2,672,929.6	51.0	46.3	33.7	199.2	44.0	1,855.0	2,229.2	2,229.2	2,229.2	100.0%	
比率		-	-	-	-	-	-	2.3%	2.1%	1.5%	8.9%	2.0%	83.2%	100.0%	100.0%	100.0%	-	

第2次久米島町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

2025(令和7)年度~2030(令和12)年度

令和7年2月

沖縄県久米島町役場 環境保全課

〒907-1801 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

TEL : 098-985-7126